

平成 21 年 5 月 29 日

金融庁監督局証券課 御中

全 国 銀 行 協 会

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対する意見の
提出について

平成 21 年 4 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

項番	該当箇所(項目番号等)	意見	理由等
1	Ⅲ-3-3(1)⑤(改正前の項目番号)	<p>「店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない。」との監督指針上の記載が削除されているが、従来どおりの取扱いとしていただきたい。</p> <p>仮に、帳簿への時刻の記載を求める場合には、今回の府令改正の目的である、いわゆる外国為替証拠金取引に限定していただきたい。</p>	<p>店頭デリバティブ取引については、取引が定型化されておらず注文伝票に記載されるべき取引条件が多いことから、取引の受注から注文伝票を起票するまでにかなりのタイムラグが生じてしまい、注文伝票への正確な時刻の記載が実務上困難であるため。</p> <p>店頭デリバティブ取引については、金商法施行時のパブリックコメントを踏まえた監督指針の記載にもとづき、取引契約書をもって注文伝票としているケースも想定されるが、当該取引契約書に時刻を記載することはシステム対応等の負担が大きく、実務上困難であるため。</p> <p>本改正案は、いわゆる外国為替証拠金取引に対する規制強化に伴うものと推察するが、実需のヘッジ目的で行う取引等は顧客ニーズに応じて取引を組成するなど、外国為替証拠金取引のような取引所取引に近いものとは性格が異なるため、区別していただきたい。</p> <p>通貨オプション取引は取引所取引によらないため、指値注文の正確な約定時刻を記録することは実務上極めて困難であり、為替相場急変時はなおさらである。特に海外時間で執行となる本邦顧客からの通貨オプション指値注文については、海外店が注文管理を行うことになるが、海外店は本邦と比較すると業務対応人員が少ないうえ、通貨オプション以外に多数の為替予約の注文管理を行っており、正確な約定時刻を記録することはより一層困難である。</p>
2	Ⅳ-3-3-1(1)、Ⅳ-3-3-2(3)⑦、Ⅳ-3-3-2(3)⑧、Ⅳ-3-3-4、Ⅳ-3-3-4(5)、Ⅳ-3-3-4(6)①	<p>「店頭通貨関連デリバティブ取引」に関し、金商業等府令第123条第4項に規定する取引とあるが、同項に規定されているのは「通貨関連店頭デリバティブ」であり、誤植ではないか。</p>	<p>確認のため。</p>
3	Ⅳ-3-3-4(6)	<p>「店頭通貨関連デリバティブ取引等業者」と「店頭通貨関連デリバティブ等取引業者」との記載があるが、誤植ではないか。</p>	<p>確認のため。</p>
4	Ⅴ-2-2-1、Ⅴ-2-2-2(4)、Ⅴ-2-2-4	<p>「市場通貨関連デリバティブ取引」に関し、金商業等府令第123条第3項に掲げる取引とあるが、同項に規定されているのは「通貨関連市場デリバティブ取引」であり、誤植ではないか。</p>	<p>確認のため。</p>
5	Ⅷ-1	<p>適用除外規定のなかに、「Ⅳ-3-3-1(2)」を追加していただきたい。</p>	<p>Ⅳ-3-3-1(2)①・②は、(1)の区分管理に関する項目であり、③についても、後段の部分で法第51条(金融商品取引業者に対する業務改善命令)、第52条(金融商品取引業者に対する監督上の処分)のみの適用としていることから、FX業者を想定した規定と考えられるため(登録金融機関に対する業務改善命令は法第51条の2、登録金融機関に対する監督上の処分は法第52条の2)。</p>

項番	該当箇所(項目番号等)	意見	理由等
6	VIII-1	「旧」に記載されている内容は、現行監督指針の記載と異なっている(具体的には、IV-3-1に続く括弧書き「IV-3-1-2(1)及びIV-3-1-4を除く。)、IV-3-3」が削除されているが、誤植ではないか。	確認のため。
7	VIII-1	「金融商品仲介業務については、」に続く、「IV-3-1-2(4)③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、」が削除されているが、誤植ではないか。	確認のため。